

第3章 実施機関における個人情報の管理

第7条 適正管理

- 第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

趣旨

- 1 第1項は、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める義務があることを明らかにしたものである。
- 2 第2項は、実施機関は、保有個人情報を漏えい、滅失及び毀損することなどがないように必要な措置を講じ、適正に管理する義務があることを明らかにしたものである。
- 3 第3項は、実施機関は、歴史的資料として保有される場合を除き、事務を執行する上で保存する必要がなくなった保有個人情報は、速やかに消去し、これを記録した公文書を廃棄する義務があることを明らかにしたものである。
- 4 「保有の必要がなくなった」とは、公文書の保存年限が終了した場合及び当該個人情報を今後事務処理に使用する必要がなくなった場合はもとより、権利義務関係を明確にしておく必要がなくなったことその他の理由により一定期間保存する必要がなくなったことをいう。
- 5 「歴史的資料として保有される」とは、東京都公文書館において都の発展経過を示す資料として保有される場合などをいう。

運用

- 1 保有個人情報を取り扱う事務は、原則として課ごとに届け出るものであることなどから、保有個人情報の適正な管理をするために、当該事務をつかさどる課長等の指揮監督により、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事務の目的を達成するのに必要でない場合は、必ずしも正確、最新であることを要しないものである。
- 3 保有個人情報を記録した公文書は、施設のできる保管庫等に厳重に保管するものとする。
- 4 保有個人情報を記録した公文書は、庁舎外に持ち出してはならないものとする。ただし、事務の遂行上必要と認められる場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により、庁舎外に持ち出す場合は、盗難又は紛失を防止するための安全確保措置を講ずるものとする。

II

第6条

第7条

- 6 情報処理システムの安全確保については、東京都サイバーセキュリティ基本方針等を踏まえて策定された内部管理規程の定めによることとする。
- 7 廃棄に当たっては、第三者が当該廃棄物を入手することにより保有個人情報に他に漏えいすることのないよう、裁断等により確実に処理するものとする。

関係規則・要綱

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第2 管理体制

(個人情報保護責任者等)

- 1 各局等に局等における個人情報保護責任者を置くこととし、局等の長をもって充てる。
- 2 各部（部に相当する室及び所を含む。以下「部等」という。）に部等における個人情報保護責任者を置くこととし、部等の長をもって充てる。
- 3 各課（課に相当する室及び所を含む。以下「課等」という。）に課等における個人情報管理責任者を置くこととし、課等の長をもって充てる。
- 4 2又は3の規定にかかわらず、保有個人情報を取り扱う事務を担当する担当部長又は担当課長が別に置かれている場合は、これを部等における個人情報保護責任者又は個人情報管理責任者とすることができる。

(個人情報保護責任者等の責務)

- 5 局等又は部等における個人情報保護責任者は、局等又は部等における個人情報の管理に関する統括的な権限及び責任を有し、個人情報管理責任者は、課等における保有個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督する。

(個人情報安全管理基準の策定)

- 6 個人情報管理責任者は、課等における保有個人情報の安全管理に関する基準（以下「保有個人情報安全管理基準」という。）を整備しなければならない（局等又は部等において、課等を対象とした保有個人情報安全管理基準が策定されている場合を除く。）。

(自己点検)

- 7 個人情報管理責任者は、保有個人情報安全管理基準による点検を毎年度1回以上行わなければならない。
- 8 個人情報管理責任者は、保有個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

(保有個人情報の管理等)

- 9 職員は、保有個人情報を記録した公文書（電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を施錠できる保管庫等に厳重に保管しなければならない。
- 10 個人情報管理責任者は、保有個人情報を記録した公文書を保管した保管庫等の鍵等を適切に管理しなければならない。
- 11 職員は、保有個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出してはならない。ただし、個人情報管理責任者が事務の遂行上必要と認める場合は、この限りでない。
- 12 前項ただし書の規定により、保有個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出す場合は、

個人情報管理責任者の指示に従い、盗難又は紛失を防止するための安全管理措置を講じなければならない。

- 13 個人情報管理責任者は、9から12までに定めるもののほか、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し、保有個人情報に係る不正アクセス、虚偽記載、改ざん若しくは不適正な消去又はその他保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「保有個人情報に係る事故」という。）がないよう保有個人情報を適正に管理しなければならない。

（廃棄等）

- 14 個人情報管理責任者は、保有個人情報並びに保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

なお、委託により廃棄を行う場合、職員の立会等必要な措置を講じなければならない。

（教育訓練）

- 15 個人情報管理責任者は、保有個人情報の適切な管理のために、所属職員に対して、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理等に関する理解と関係規程遵守の徹底が図られるよう必要な指導及び教育を行わなければならない。

（事故発生時の対応）

- 16 個人情報管理責任者は、保有個人情報に係る事故が発生した場合、直ちに、被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、速やかに局等及び部等の個人情報保護責任者並びに生活文化局広報広聴部情報公開課長に報告しなければならない。

第3 報告事項

（保有個人情報についての事故等の報告）

- 5 各局等は、保有個人情報に係る事故が発生した場合は、事故及びこれに対して講じた措置の概要と今後の改善対策について、「個人情報に係る事故報告について」（別記第7号様式）により、直ちに情報公開課に報告する。

第7 その他

（その他）

- 2 保有個人情報に関して電子的処理を行う場合、当該保有個人情報の取扱いについては、本要綱を遵守するほか、次の規程等に留意し、保有個人情報の保護に万全を期すものとする。

- （1）東京都電子情報処理規程（平成3年訓令第127号）
- （2）東京都サイバーセキュリティ基本方針
- （3）東京都サイバーセキュリティ対策基準

第8条 委託等に伴う措置

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、委託を受けた者及び指定管理者（以下「受託者等」という。）に対する十分かつ適切な監督を行わなければならない。

趣旨

- 1 都の事務事業の中には、専門性、迅速性、経済性などから住民サービスの向上のために都の外部の事業者にと事務を委託することがある。このため、本条は、実施機関は、個人情報を取り扱う事務を業者に委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要と思われる措置を講じる義務があることを明らかにしたものである。
- 2 「個人情報を取り扱う事務」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれる全ての場合をいう。
例えば、配送委託のように、対象者の名簿を配送業者に渡すなど、主たる作業に付随する資料として保有個人情報が提供される場合も含まれる。
- 3 「公の施設」とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、普通地方公共団体が設けるものとして地方自治法第244条で定められている。
指定管理者制度は、公の施設の管理について、広く民間のノウハウを活用し、サービスの向上等の実現を図るものである。公の施設は都立施設であることは変わりはないため、実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じる義務があることを明らかにしたものである。
- 4 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、委託を受けた者及び指定管理者（以下「受託者等」という。）を選定するに当たり必要な調査を行うこと、委託契約等において契約書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）に安全管理、秘密の厳守等個人情報保護について必要な事項を明記し、受託者等に個人情報保護について責務を課すことなどである。
- 5 「受託者等に対する十分かつ適切な監督」とは、受託者等に対し、契約書等に明記した措置の遵守状況について履行中に適宜報告を求めること、また、必要があると認める場合には、受託者等に対して実地の調査を行うことなどである。

運用

- 1 個人情報を取り扱う事務を委託するとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）には、当該委託等の趣旨、目的に応じて、次の事項を記載するものとする。
 - ・ 個人情報の秘密保持に関すること。
 - ・ 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること。

- 再委託における条件に関すること。
 - 個人情報の複写及び複製の禁止に関すること。
 - 提供資料の返還義務
 - 個人情報の管理方法の指定
 - 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査できること。
 - 事故発生時における報告義務
 - 従事者に対する教育・研修義務
 - 義務違反又は義務を怠った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関すること。
 - その他当該契約において必要とする個人情報の保護に関する事項
- 2 指定管理者の募集に際しては、応募者が個人情報保護について十分に理解して事業計画に反映できるように、募集要項等に記載するとともに協定等で規定する。これらの規定については、必要に応じて、情報公開課と調整するものとする。

関係規則・要綱

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第7 その他

(受託者・指定管理者において取り扱う個人情報)

- 1 受託業務又は指定管理者が行う公の施設の管理業務に伴って生じる個人情報については、都が保有する個人情報であるか、受託者・指定管理者が自ら保有する個人情報であるかによって、開示請求等の取扱い及び法又は条例の罰則の適用が異なるため、契約、協定の締結に当たっては、その範囲を明らかにするものとする。

第8条の2 再委託

第8条の2 受託者等は、当該事務を委託した実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者等とみなして、前項及び次条の規定を準用する。

趣旨

- 1 第1項は、受託者等が受託事務等の全部又は一部の再委託をしようとする場合の要件として、実施機関の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる旨を明らかにしたものである。
- 2 第2項は、再委託を受けた者は受託者等とみなして、第1項に規定する再委託の際の要件及び第9条に規定する受託者等の責務について、適用を受ける旨を明らかにしたものである。
再委託を受けた者が、更に受託事務等を再委託しようとする場合であっても、当該再委託を受けた者は受託者等とみなされることとなるため、再委託を行う際には、実施機関の許諾を得なければならない。
- 3 実施機関は、受託者等に対する監督義務だけでなく、再委託先に対しても間接的に監督義務を負うことになる。

運用

- 1 再委託については、再委託を受ける者において保有個人情報を適切に管理する能力を有することが確認できた場合に認めるものとする。
その場合、保有個人情報の取扱いに係る態様について実施機関が十分管理できるよう、あらかじめ再委託の内容及び再委託先等について実施機関の許諾を求めるなどの措置が必要であり、その旨契約書等に明記するものとする。
- 2 再委託を行うに当たっては、受託者等が再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、職員に監督させるものとする。

第9条 受託者等の責務

第9条 受託者等は、個人情報漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 受託者等は、前条第1項の規定に基づき個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の再委託をするときは、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

趣旨

- 1 本条は、都の実施機関が保有する個人情報の保護対策の一貫性を確保し、個人の権利利益を保護するため、受託者等、受託事務従事者等及び公の施設の管理事務従事者等の責務を明らかにしたものである。
- 2 第1項は、受託者等について、条例第7条第2項に規定する実施機関と同様の安全確保の義務を明らかにしたものである。
- 3 第2項は、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者について、条例第3条第2項に規定する実施機関の職員と同様の責務を明らかにしたものである。
- 4 第3項は、受託者等が受託事務等の全部又は一部の再委託をする場合において、受託者等は再委託を受けた者に対して、条例第8条に規定する実施機関と同様の監督責任を負うことを明らかにしたものである。